2026年11月12日

各　　位

会 社 名　　株式会社地域新聞社
代表者名　　代表取締役社長　細谷　佳津年
（東証スタンダード・福証本則　証券コード：２１６４）
問合せ先　　コーポレートコミュニケーション室
執行役員　五十嵐　正吾
（TEL.０４７－４８５－１１０７）

第42期定時株主総会　第４号議案及び第７号議案の意義について

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2026年11月27日開催予定の当社第42期定時株主総会に付議する議案のうち、第４号議案「定款一部変更の件（１）」及び第７号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」の意義について、下記のとおりあらためてご説明いたします。

両議案は、当社が早期の復配と株主還元の充実を実現するための基盤となるものであり、いずれも特定の株主様に不利益を与えるものではございません。

記

１．第４号議案（定款一部変更の件（１））について

（１）議案の内容

①会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨の規定を新設いたします。

②剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨を明確にするとともに、期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日において剰余金の配当を行うことができる旨の規定を追加いたします。

（２）株主の皆様にとっての意義

①株主還元を機動的に実施できるようになります

株価水準や資本の状況などに応じて、より適切なタイミングで自己株式の取得や配当を実施することが可能となります。

②自己株式の取得には、株主の皆様にとって次のようなメリットがあります

自己株式の取得により、発行済株式数（自己株式を除く）が減少することで、１株当たり利益（EPS）の向上や資本効率（ROE）の改善を通じて、株主価値の向上につながることが期待されます。また、株価が当社の企業価値に比して割安な局面で機動的に取得することで、配当と並ぶ株主還元の手段として活用することができます。さらに、取得した自己株式は、当社が推進する「地域共創プラットフォーム」におけるM&A等の対価として活用することも想定しており、新株を発行する場合と比べて、既存株主の皆様の持分の希薄化を抑えることができます。なお、実際の取得については、財務状況や資本政策上の必要性などを踏まえて判断してまいります。

２．第７号議案（資本金及び資本準備金の額の減少の件）について

（１）議案の内容

①2026年８月31日現在の資本金681,993,430円のうち671,993,430円を減少し、資本金を10,000,000円といたします。

②2026年８月31日現在の資本準備金611,993,426円のうち609,493,426円を減少し、資本準備金を2,500,000円といたします。

③減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

※なお、上記資本金及び資本準備金の額の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち595,129,828円を繰越利益剰余金に振り替えることで、繰越欠損を解消いたします（効力発生日：2027年１月29日）。

（２）株主の皆様にとっての意義

①復配に向けた前提条件が整います

当社には現在、繰越欠損が生じており、剰余金の配当を行うための前提が整っておりません。本議案により繰越欠損を解消することで、早期の復配と、資本政策における機動性及び柔軟性の確保を目指してまいります。なお、配当の実施については、業績や資金需要、成長投資とのバランス等を踏まえて判断いたします。

②資本金の額を適切な水準に見直します

資本金の額を適切な水準に見直し、財務運営と資本政策の柔軟性を高めます。あわせて、税負担などのコストを適正化し、そこで生まれる経営資源を成長投資や株主還元に振り向けることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

（３）株主の皆様のご所有株式への影響はありません

①本件は貸借対照表上の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額そのものは変動いたしません。

②払戻しを伴わない無償減資であり、発行済株式総数にも変更はございません。

③したがって、株主の皆様のご所有株式数や１株当たり純資産額等に影響は生じません。

３．両議案が否決された場合

（１）第７号議案が否決された場合

当社の繰越欠損は解消されず、剰余金の配当も自己株式の取得も行うことができない状態が続きます。なお、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会では、繰越欠損の解消を目的とする同趣旨の議案が否決され、その結果、復配に向けた前提が整わないまま今日に至っております。

（２）第４号議案が否決された場合

株価や資本の状況などに応じた機動的な株主還元が難しくなります。

４．株主の皆様へのお願い

両議案は、株主の皆様に新たなご負担やご所有株式への影響を生じさせるものではなく、可決されれば株主還元の柔軟な対応が可能となります。

両議案の趣旨について、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

議決権行使の期限は、2026年11月26日（木曜日）午後６時です。インターネット又は議決権行使書により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

以　上